

仕様書（案）

1 委託名

英語担当教員英語力向上事業推進業務委託（単価契約）

2 業務の目的および概要

本事業は中学校新学習指導要領の趣旨を踏まえ、岡山市（以下「甲」という。）の生徒に対し、外国語（英語）の授業を通して外国語科で求められる資質・能力を育成するため、英語担当教員の英語力向上を図ることを目的とする。

受託者（以下「乙」という。）は岡山市立中学校のうち指定された6校の英語力向上モデル校（以下「モデル校」という。）に講師を派遣し、モデル校の英語担当教員に対しCEFR B2レベルの英語力を身に付けるのに必要な英会話トレーニングを行う。

3 履行場所

岡山市立吉備中学校（岡山市北区庭瀬103）

岡山市立桑田中学校（岡山市北区東島田町2-3-35）

岡山市立操山中学校（岡山市中区国富3-11-1）

岡山市立高島中学校（岡山市中区賞田190-1）

岡山市立芳泉中学校（岡山市南区芳泉3-2-1）

岡山市立竜操中学校（岡山市中区赤田188-1）

4 委託期間

令和3年6月14日（月）から令和3年11月12日（金）までとする。

5 実施時間

306時間（102日）以内

モデル校1校あたり51時間（17日）以内

6 業務日等

（1）業務日（学校に勤務する日）（別表1参照）

業務日については、次のとおりとする。

① 委託期間中の各モデル校が指定する17日（国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。）とする。ただし、甲乙協議のうえで実施時間の範囲内で業務実施日時を変更することができる。

② 乙は業務を実施できない日が生じる場合は、その日の1週間前までに甲及び学校長と協議しなければならない。

なお、急な疾病等でやむを得ない場合はこの限りではない。

（2）業務時間

業務時間は、1日あたり、午前9時から午後5時までの間の連続する3時間とする。業務開始及び終了時間は校長が指定する。

7 業務内容等

（1）モデル校において、講師が業務時間中に行う業務

① 英語力向上のためのトレーニング

- ・ 個別トレーニングを基本とするが、グループでのトレーニングも可とする。
 - ・ 参加者がCEFR B2レベルを取得することを目標とし、参加者のレベルに応じて、段階的にトレーニング内容を構成する。
 - ・ 発音やアクセントに関する指導等、生徒の英語力向上のための内容をトレーニングに含むことができる。
- ② 参加者の授業参観
- ・ 外国語（英語）の授業参観を通して、参加者の英語の課題を明確にし、その後のトレーニングへ還元する。
 - ・ 参加者ととも授業を行うことはできない。
- (2) 講師の資格等は以下に掲げる条件を満たす者とする。
- ① 英語圏または英語を公用語とする国の出身である者。
 - ② 英語力向上に係る指導業務に従事した経験が3年以上あること。
 - ③ 業務の遂行に必要なビザを取得しており、かつ身元保証ができる者。
- (3) 指導監督事項等
- ① 乙は、業務実施場所において、講師の業務が適切かつ円滑に実施されるよう講師を指導及び監督すること。
 - ② 乙は、研修等を通して講師の資質の向上を図り、モデル校において質の高いトレーニングが実施できるようにすること。また、参加者が使用する教材があればその費用を負担すること。
 - ③ 乙は、講師に係るすべての費用（教材費、渡航費、給与、住居費、諸手当、社会保険、採用広告費、ビザ取得等にかかる費用、研修費等）を負担すること。また、業務に集中して取り組むことができるように指導及び監督を行うこと。
 - ④ 乙は、故意過失にかかわらず本委託業務実施に問題が生じた場合は、すみやかに業務実施場所に直接赴いて状況の把握を行うこと。また、当該問題事象が乙に起因すると判断される場合は、一切の責任を負うこと。
 - ⑤ 乙は、労働基準法等関係法令を遵守する。健康保険、雇用保険、厚生年金保険等の社会保険加入手続きは乙が行い、社会保険の加入手続きが済み次第、その内容を甲へ報告すること。
 - ⑥ 甲が講師による業務の実施が困難であると判断し、乙の指導や研修で改善されなるときは、乙は講師を交代させること。
- (4) その他の業務
- 乙は、毎月の委託業務実施状況について、甲が認める様式にしたがって月別実施報告書及び授業報告書を翌月5日までに、書類及び電子データで甲に対して提出しなければならない。

8 委託料の支払い

乙は、甲が検査を行った報告書をもとに、契約時間単価に当該月の業務時間の合計を乗じた金額を甲に請求する。ただし1日当たりの業務時間に15分に満たない時間があるときは切り捨てる。

なお、業務を実施しなかった日及び時間は費用を支払わない。

9 その他

乙は、適正な委託業務履行に必要な打合せを随時甲と行うこととする。

本仕様書及び契約書に記載がない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙の協議により決定する。

乙は、契約書作成に合わせて「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結すること。

乙は、地方自治法施行令（昭和2年政令第16号）第167条の4に規定する欠格事項に該当しないこと。